

倉敷市中小企業融資制度一覧

◎いずれの資金についても、融資限度額以内の借入れであれば、2口以上ご利用いただけます。

◎対象要件に該当すれば、複数の資金を併用してご利用いただけます。その場合の融資限度額は、最も融資限度額が大きい資金の融資限度額以内とします。

(令和7. 4. 1現在)

資金名 区分	小規模企業者の方			中小企業者の方		新たに事業を始める方、 事業を始めて間もない方	
	小口資金	小口零細企業資金	特別小口資金	企業安定資金	創業等支援資金	創業サポート特別資金	
1. 対象	・右枠「融資の申込み要件」を全て満たしていること	・右枠「融資の申込み要件」を全て満たしていること	・右枠「融資の申込み要件」及び次の要件を全て満たしていること ・特別小口資金融資以外に、信用保証協会の保証残高がないこと ・市民税の所得割（法人税割）課税があること	・右枠「融資の申込み要件」を全て満たしていること	右枠「融資の申込み要件」を全て満たし、かつ、次のいずれかに該当すること。ただし、右下枠の特例を受ける場合には、一部条件が変更となります。 ①事業を営んでいない個人が、1か月以内に新たに市内で事業を開始する具体的計画を有すること ②事業を営んでいない個人が、2か月以内に新たに市内に会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有すること ③会社が、既存事業を継続しつつ新たに市内に会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有すること ④事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始し、その事業開始日以後5年を経過していないこと ⑤事業を営んでいない個人により新たに設立された会社であって、その設立日以後5年を経過していないこと ⑥会社が、既存事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、その設立日以後5年を経過していないこと ⑦④が事業の一部又は全部を譲渡して設立した会社であって、④の事業開始日以後5年を経過していないこと	右枠「融資の申込み要件」を全て満たし、かつ、 <u>認定特定創業支援等事業による支援を受け</u> 、かつ、次のいずれかに該当すること。 ①事業を営んでいない個人が、6か月以内に新たに市内で事業を開始する具体的計画を有すること ②事業を営んでいない個人が、6か月以内に新たに市内に会社を設立し、事業を開始する具体的計画を有すること ③事業を営んでいない個人が、新たに事業を開始し、その事業開始日以後1年を経過していないこと ④事業を営んでいない個人により新たに設立された会社であって、その設立日以後1年を経過していないこと ⑤③が事業の一部又は全部を譲渡して設立した会社であって、③の事業開始日以後1年を経過していないこと	
2. 資金用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	
3. 融資額	1,000万円以内	1,000万円以内 ※注1	1,000万円以内 ※注2	2,000万円以内	1,000万円以内 ※注3 (特例の場合は1,500万円以内)	350万円以内 ※注3	
4. 融資利率 (変動金利)	年1.80% (責任共有制度対象) 年1.65% (責任共有制度対象外)	年1.65%	個人:年1.65% NPO:年1.80%	年1.80% (責任共有制度対象) 年1.65% (責任共有制度対象外)	年1.65%	年0.3%	
5. 信用保証料率	年1.52%以内 ※注4※注5 (詳細は裏面【3】【4】)	年1.76%以内 ※注4※注5 (詳細は裏面【3】【4】)	個人:年0.7% NPO:年0.6% ※注4 (詳細は裏面【4】)	年1.52%以内	年0.7% ※注4※注6※注7 (詳細は裏面【4】)	年0.7% ※注4※注6※注7 (詳細は裏面【4】)	
6. 貸付期間	1年を超え10年以内 (内据置2年以内)					1年を超え7年以内 (内据置1年以内)	
7. 連帯保証人	信用保証協会の定めによります	信用保証協会の定めによります	不要	信用保証協会の定めによります	信用保証協会の定めによります	信用保証協会の定めによります	
8. 担保	必要に応じ致します	必要に応じ致します	不要	必要に応じ致します	不要	不要	

融資の申込み要件

- ・中小企業者、小規模企業者であること。(裏面【2】参照)
※資本金又は常時使用する従業員数のいずれかが該当していれば、法人・個人は問いません。
- ・市税を完納していること。
- ・市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所(事務所)を有する法人であること。
- ・市内で引き続き1年以上同一事業を営んでいること。(創業等支援資金①②④⑤⑥⑦、創業サポート特別資金を除く。)
- ・暴力団又は暴力団員等でないこと。暴力団又は暴力団員等の統制下にないこと。暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有しないこと。
- ・信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- ・信用保証協会の求償権に対して、弁済義務を有していないこと。
- ・営業許可、登録等が必要な業種は、許認可等を受けていること。
- ・銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- ・その他、融資の資格要件に該当すること。

創業等支援資金の特例

- くらしき創業サポートセンターが実施する起業塾や窓口相談事業などの、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことについて市町村長が発行する証明書をお持ちの方は、創業等支援資金について以下の特例が受けられます。
※申込み時に証明書の写しをご用意下さい。
- ・①の1か月・②の2か月が、6か月に期間延長となる。
 - ・融資上限額が1,500万円まで拡大となる。

★は写し可 ◎は必ず必要 ○は該当する場合のみ必要

申込みに必要な書類	資金名	小口資金		小口零細企業資金		特別小口資金		企業安定資金		創業等支援資金		創業サポート特別資金		その他申込内容により必要となる書類
		個人	法人	個人	法人	個人	NPO法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	
	信用保証委託申込書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	(許認可の必要な業種)
	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)★ ※注9	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	許認可証等の写し
	印鑑証明書(含連帯保証人)★ ※注9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(設備資金)
	確定申告書及び決算書★	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	見積書・図面・カタログ
	残高試算表 ※注10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(建設業関係)
	申込人の納税証明書★ ※注11	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	受注工事明細書
	住民票(初回又は異動時)★ ※法人は代表者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(創業関係)
	申込人の固定資産税(評価・課税)証明書★ ※注12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し
	連帯保証人の固定資産税(評価・課税)証明書★ ※注12	○	○	○	○	—	—	○	○	—	○	—	○	その他、求めに応じて審査に
	申込人の市県民税(所得・課税)証明書	—	—	—	—	◎	—	—	—	—	—	—	—	必要な書類をご提出ください。
	創業計画書 ※注13	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	

注9 初めて利用する場合3か月以内の発行分が必要。2回目以降は前回利用時から変更があった場合に必要となります。

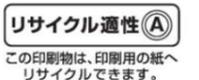
注10 原則として、決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。

注12 必要に応じ、ご提出いただけます。

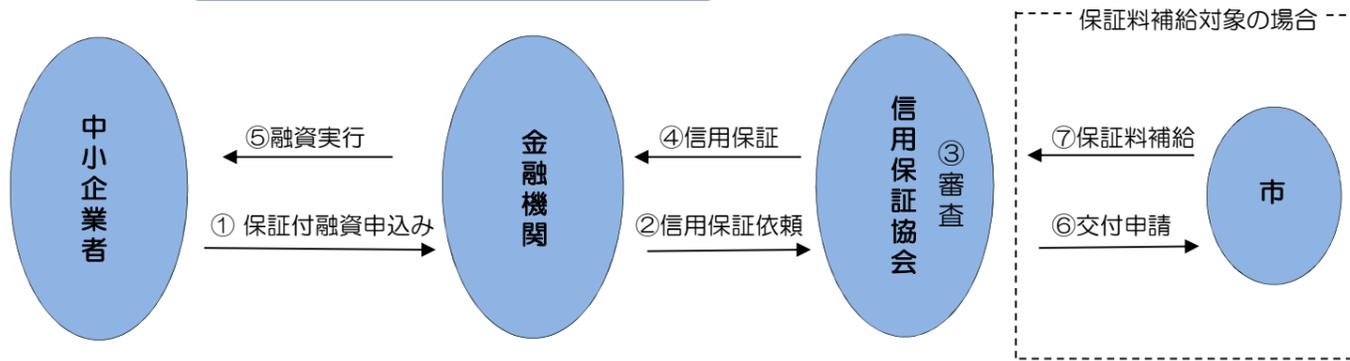
注11 NPO法人で法人市民税の納税証明書が交付されない(課税免除)の場合は、商工課へご連絡ください。

注13 創業等支援資金対象者①②③、創業サポート特別資金対象者①②の場合、必要となります。

融資制度のご利用にあたっては、取扱金融機関・信用保証協会の審査があります。審査の結果によっては、ご希望通りの融資がご利用になれない場合があります。



【1】申込みから融資実行まで



- ① 保証付融資申込み・・・必要な書類を添えて、取扱金融機関へ申し込んでください。
- ② 信用保証依頼・・・取扱金融機関を経由して、信用保証協会へ信用保証を依頼してください。
- ③ 審査・・・保証承諾の可否について、事業の内容や資金用途等を審査します。
- ④ 信用保証・・・保証が決定されると、取扱金融機関へ信用保証書が発行されます。
- ⑤ 融資実行・・・取扱金融機関で借入れの手続きを行ってください。

※なお、融資状況について、信用保証協会及び取扱金融機関から市へ報告があります。

<保証料補給対象の場合> ※右下の【4】信用保証料補給制度をご覧ください。

- ⑥ 交付申請・・・保証協会が市へ申請します。
- ⑦ 保証料補給・・・信用保証協会へ市から直接保証料を補給します。申請の必要はありません。

申込み・相談窓口

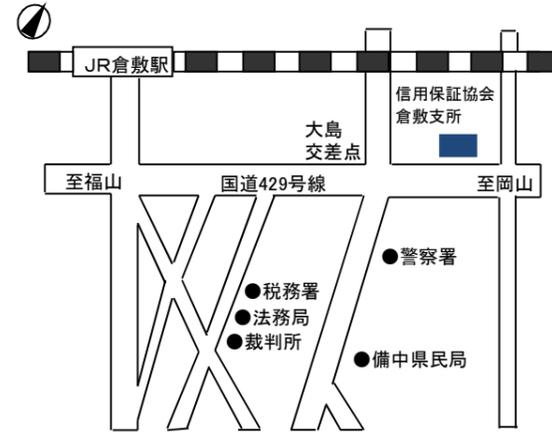
お申込みは、取扱金融機関へ

◎ 取扱金融機関

- 中国銀行 伊予銀行
- 広島銀行 水島信用金庫
- 百十四銀行 玉島信用金庫
- トマト銀行 吉備信用金庫
- 山陰合同銀行 おかやま信用金庫
- もみじ銀行 笠岡信用組合
- 香川銀行

◎ 岡山県信用保証協会

倉敷支所 倉敷市大島54-2
☎(086)425-3103



◎ 市の相談・問い合わせ窓口

- ・本庁商工課 倉敷市西中新田640
(2F) ☎(086)426-3405
- ・児島支所産業課 倉敷市児島小川町3681-3
(4F) ☎(086)473-1115
- ・玉島支所産業課 倉敷市玉島阿賀崎1-1-1
(2F) ☎(086)522-8114
- ・水島支所産業課 倉敷市水島北幸町1-1
(4F) ☎(086)446-1113
- ・真備支所産業課 倉敷市真備町箭田1141-1
(2F) ☎(086)698-8112

倉敷市中小企業向け
融資制度のご案内
(令和7年度)

倉敷市中小企業融資制度は、市内中小企業者の経営の安定と設備の近代化又は合理化を図るため、必要な資金を融資する制度です。また、岡山県信用保証協会の保証を付けることにより金融機関に対する信用力を高め、より有利な条件で融資が受けられます。

倉敷市文化産業局商工労働部商工課
〒710-8565 倉敷市西中新田640
TEL (086)426-3405

【2】小規模企業者・中小企業者とは

	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※製造業等とは、製造業、建設業、運輸業その他の業種をいいます。(卸売業、サービス業、小売業を除く。)

※一部業種については、上表にかかわらず、中小企業信用保険法施行令第1条第2項及び第1条の2で、その業種ごとに資本金の額・従業員数が設定されています。

※医業を主たる事業とする法人は300人以下。(小規模企業者は20人以下。)

※NPO法人、医療法人には資本金の規模要件はありません。

【3】信用保証料率

○小口資金・企業安定資金の保証料率

料率区分	単位(年)：%								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率Ⅰ	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.90	0.80	0.60	0.45

○小口零細企業資金の保証料率

料率区分	単位(年)：%								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率Ⅱ	1.76	1.60	1.44	1.28	1.08	1.00	0.90	0.70	0.50

※セーフティネット保証などの特例保証を利用される場合は、経営状況にかかわらず一律の料率が適用されます。

※小口資金、小口零細企業資金については、セーフティネット保証等に該当する場合を除き、信用保証協会のご協力によりこの料率から0.2%の割引があります。

(令和8.3.31までに信用保証協会が保証申込みを受け付けたものに限りです。)

【4】信用保証料補給制度

次の要件に該当する場合、
信用保証料を補給します。

①中小企業者(小規模企業者を含む。)が創業時の資金を利用した場合

補給対象要件 (※右記の全ての要件を満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・創業等支援資金・創業サポート特別資金を新たに利用した方。 ・信用保証協会の保証付融資の既借入れ分を新規借入れ分で決済する条件がない融資であること。 <small>(小口、企業安定資金等、他の本市制度融資を含む。)</small> <p>*2回目以後の利用でも可。</p>
-----------------------------	---

②小規模企業者が小額の資金を利用した場合

補給対象要件 (※右記の全ての要件を満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・300万円以内の小口・小口零細企業・特別小口資金を新たに利用した方。 ・信用保証協会の保証付融資の既借入れ分を新規借入れ分で決済する条件がない融資であること。 <small>(本市創業等支援・創業サポート特別資金を含む。)</small> <p>*2回目以後の融資については、既融資残高(創業等支援資金・創業サポート特別資金を除く。)との合計額が300万円以内の場合のみ、対象となります。</p>
-----------------------------	--

※該当される場合は、市から信用保証協会へ直接保証料を補給します。申請の必要はありません。